



# 区のおしらせ

No. 258



## 秋空に歓声がいっぱい

### 盛大だった第五回千代田区民体育大会

第五回千代田区民体育大会は、体育の日の10月10日午前9時から、外濠公園総合運動場に一万四千名をこえるおおぜいの区民のみなさんをむかえて盛大に行なわれました。

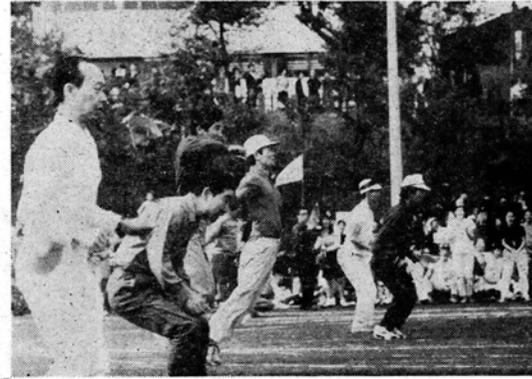
色とりどりの五千個の風船と五百羽の鳩が放たれ、雰囲気をもりあげたのち、競技に入りました。町会対抗競技では、特別招待席のお年よりや身体の不自由なひとにも応援に加わり、大きな歓声は、会場いっぱいにはろがりました。

結局、神田公園地区連合町会が優勝し、昨年につづき二連ばをとげました。

- ①神田公園地区連合町会 ②番町出張所地区連合町会 ③神田駅東連合町会 ④千代田区東部町会連合会 ⑤万世橋地区町会連合会 ⑥秋葉原東部連合町会 ⑦神保町地区町会連合会 ⑧富士見地区町会連合会



小学生マスゲーム

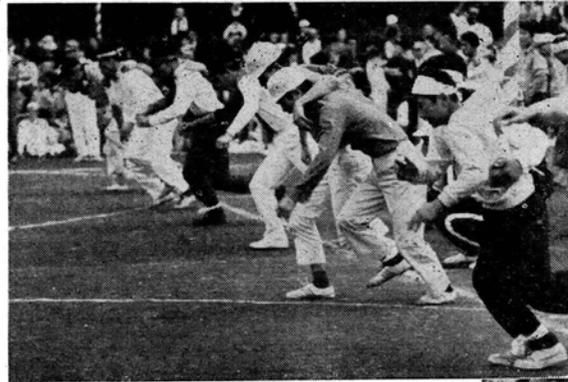


うさぎとび (対抗競技)



ラジオ体操

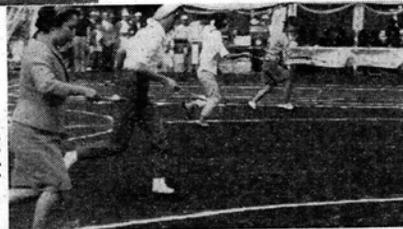
# 第5 千代田区民



二人三脚 (対抗競技)



宝拾



スプーン競走



民踊



大玉ころがし (対抗競技)

(次頁へ続く)

綱引き (対抗競技) (Rope Pulling (Competitive))



仮装行列

# 回 体育大会



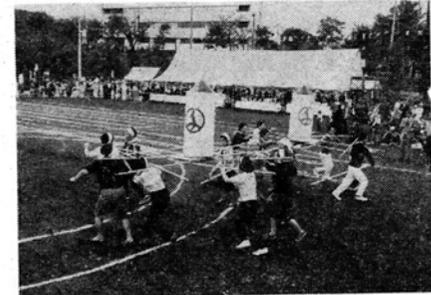
中学生マスゲーム



八百メートルリレー (対抗競技)

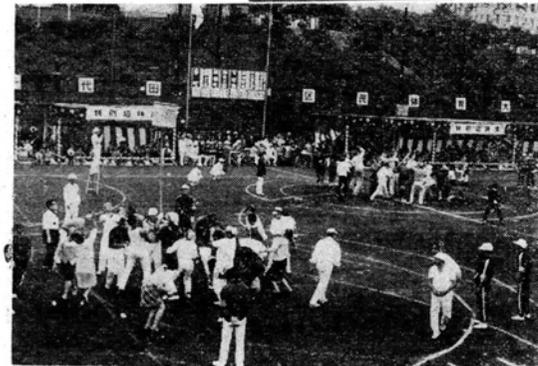


い



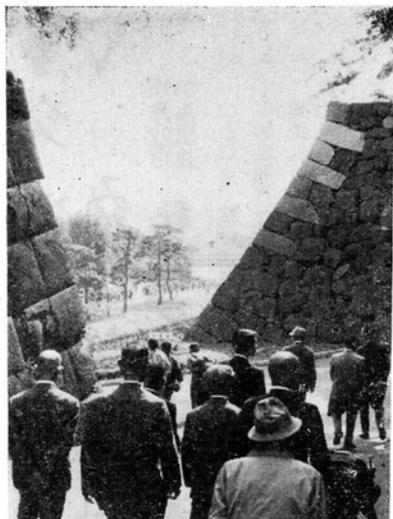
千代田まつり

玉入れ (対抗競技) (Ball Toss (Competitive))



だるま引き (Daruma Pulling)





江戸城を石垣にしのが「皇居参観と史跡説明会」(10月9日)



「菊花大会」靖国神社境内で(10月16日~11月15日)

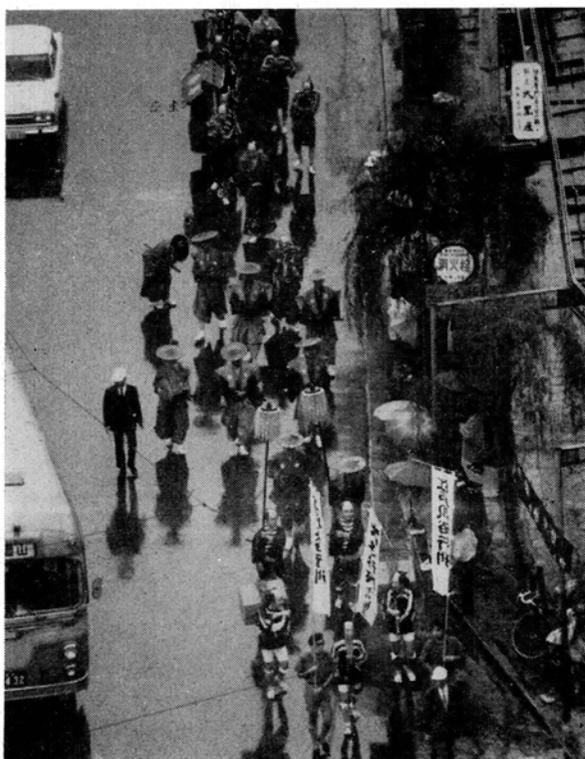
# 千代田まつり 写真グラフ



にぎわした「民踊のつどい」靖国神社境内を夜遅くまで(10月12・13日)



都心に緑を。園芸ブームでにぎわった「植木市」(10月7日~15日)



っさいを浴びた「江戸風俗行列」(10月14日)千代田区発足二十周年を記念して行なわれ、か



「優勝は、富士見2・3丁目町会代表の高橋義雄さん(10月13日)升田幸三九段を審判長にむかえた「第一回区民将棋大会」



千代田まつりの幕あけをかざった「音楽隊パレード」(10月7日)



「第2回区民囲碁大会」木谷 実九段を審判長に接戦がくりひろげられ、万世橋町会代表の七条兼三さんが優勝(10月12日)

## 千代田まつりを終って

10月7日音楽隊パレードの勇ましい行進によって始まった、恒例の千代田まつりも、菊花大会、写真コンクールを残し、この写真グラフに見られるよう、各行事とも大盛況のうちに無事終了いたしました。とくに区政二十周年を記念して、14日行なわれた江戸風俗行列は、悪天候にもかかわらず、江戸の昔を再現して沿道のひとたちを喜ばせ、多大の成果を収めることが出来ました。

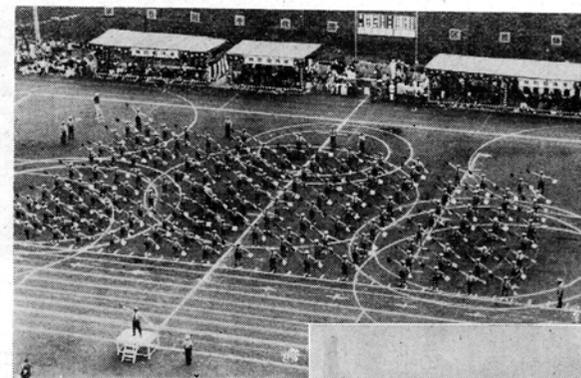
これは、区民のみならずはじめ各種団体のご協力のたまものと厚くお礼申し上げます。

千代田区長 遠山 景光



応援合戦にも熱が入る

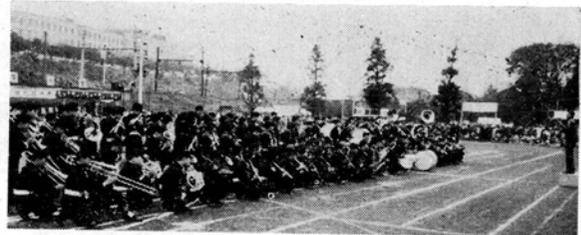
大会の最後をかざる800メートルリレー



みごとな旗さばき一海 洋少年団の手旗

教育大学学生の体操模範演技

力強くマーチを演奏した区立中学校合同 brass band



しく観覧するおとしよりたち お孫さんやお子さんの演技を楽

# 交通安全

## みんなの願い

### 10月22日から31日 秋の交通安全運動



△ ことしも、秋の交通安全運動が、10月22日から31日まで  
 △での10日間行なわれます。

△ 国民みんなの願いである交通安全については、毎年春  
 △と秋の二回全国的に呼びかけを行なっています。しか  
 △し、悲惨な事故は、一向に減る様子はなく、逆に増加の  
 △一途をたどっています。

△ この交通安全運動は、すべてのひとが交通安全を身近  
 △なものとして認識し、日常生活の中に正しい交通の知識を  
 △り入れ、これを実践することにより、悲惨な交通事故を  
 △防止しようとするものです。

区内の42年度上半期の状況をみると、事故件数は一、二五九件、死者は二人、重傷者は八六六人、軽傷者は一、二五七人となっていて、昨年の同じ時とくらべると、軽傷者（二〇九人増）を除き減っています。しかし、東京都全体では、死亡者数（八十一人減）を除いては、いずれも増加しています。

千代田区は、都心区という特殊な事情から区民はつねに交通競争のまっただ中にさらされています。そこで千代田区交通安全対策協議会が中心になり、重点項目をつぎのとおりにきめ、幅広い計画のもと地域総ぐるみ運動をくりひろ

- 1、横断歩道（橋）をわたる  
 近くに横断歩道（橋）のあるところでは、必ず横断歩道（橋）をわたる
- 2、合図してわたる  
 道路を横断するときは、手

をあげるなどして合図をし、車が止まってから渡る

3、車の直前、直後は、横断しない

4、幼児のひとり歩きや路上遊戯の禁止

5、車の切れめを見て渡る  
 近くに横断歩道のないところでは、車の切れめを見てもつとも安全なときに渡る

安全運動の励行  
 1、横断歩道前の一時停止を確実に  
 実に行なう

歩行者が横断歩道を横断しまたは横断しようとしているときは、必ず横断歩道の手前で一時停止して、歩行者の通行を妨げないようにする

2、後続車への停止合図の励行

3、横断歩道直前の追い越し、追い抜きはしない

4、交差点では、歩行者を確実に保護する

交差点およびその附近において道路を横断する歩行者があるときは、必ず一時停止か除行をして、歩行者の通行を妨げないようにする

5、安全速度の厳守

6、迷惑運転の禁止

7、二輪車に乗るときは、必ずヘルメットをかぶる

### 交通安全映画を贈る

区では、秋の交通安全運動を3日後にひかえた19日、区内の警察署に、交通安全普及映画を贈りました。

贈った映画  
 「交通事故ゼロへの願い」  
 「天使の嘆き」  
 「危ない！あなたの子が」

住民登録の法律が  
 変わります

きたる11月10日から、いままでの住民登録法が廃止され、新しく住民基本台帳法が施行されます。従来は、住所の異動とか、国民健康保険、あるいは、国民年金の届出、選挙人名簿への登録申出などは、それぞれ届出をしなければなりませんでしたが、この新しい法律によって、これらの届出は統合されて出張所で一度ですむことになりました（手続きの一本化は、当区では、すでに実施済み）

また、この制度では、新しい手続きとして、住所を異動するとき、あらかじめ本人又は、世帯主が転出届をする扱いになりました。この制度が、よりよいものになりますようみなさまのご協力をお願いします。

くわしいことについては、戸籍課または、出張所へお問い合わせください。

### 区議会

予算特別委員会  
 10月3日 午前0時40分 第一議員持室

各派幹事会  
 10月3日 午前1時5分 議長室

新潟、山形地方水害  
 義援金品の受付  
 金五千元也  
 神田佐久間町四の十一  
 大森 米吉氏

衣料一包  
 内神田三―四―十三  
 高橋 卓郎氏

衣料一包  
 九段南一―二―四  
 渡辺 義雄氏

なおいづれも、区より日赤東京都支部へ寄託いたしました。

ことしの区政懇談会は  
 十一月上旬の予定

区民のみなさまの区政に対するご意見、ご要望をひろく聞き、区政にとり入れるため毎年実施している区政懇談会は、本年も十一月上旬に各出張所別に行ないます。なお、日程などについては、決定次第お知らせいたします。

くわしいことについては、戸籍課または、出張所へお問い合わせください。

また、この制度では、新しい手続きとして、住所を異動するとき、あらかじめ本人又は、世帯主が転出届をする扱いになりました。この制度が、よりよいものになりますようみなさまのご協力をお願いします。

くわしいことについては、戸籍課または、出張所へお問い合わせください。

また、この制度では、新しい手続きとして、住所を異動するとき、あらかじめ本人又は、世帯主が転出届をする扱いになりました。この制度が、よりよいものになりますようみなさまのご協力をお願いします。

くわしいことについては、戸籍課または、出張所へお問い合わせください。

また、この制度では、新しい手続きとして、住所を異動するとき、あらかじめ本人又は、世帯主が転出届をする扱いになりました。この制度が、よりよいものになりますようみなさまのご協力をお願いします。

くわしいことについては、戸籍課または、出張所へお問い合わせください。

### 心臓呼吸器に障害がある ひとは手帳がもらえます

法律の改正によって、心臓および呼吸器の障害（現在、肺結核等で治療中の人は、含まれません）によって、社会や家庭内で日常生活活動がいちじるしく制限されるひとに、身体障害者手帳が交付されることになりました。

この手帳をもらうためには、指定医の診断、申請書等が必要です。くわしくは、福祉事務所（電話(25)五四八一）へお問い合わせください。

### 国民健康保険料 が減額されます

毎年収入の少ないひとに対して国民健康保険の保険料が、減額されますが、今年からその範囲が拡がり、資格を取得した月までさかのぼって適用されることになりました。

減額される基準と、範囲はつぎのとおりです。

- 1、総所得金額が10万円以下の場合……一人につき均等割三百六十円が減額されます
- 2、総所得金額が10万円をこえる世帯で、初めの人の総所得を十万円とし、二人目からの所得を

四万円と仮定して、計算した額より少ない場合……均等割額一人二百四十円が減額されます。

くわしいことは、厚生部国民健康保険課給付係（内線296）へお問い合わせください。

### 被保険者証が 届かないひとへ

国保の被保険者証（保険証）は8月から全部緑色の新しいものに変更、7月下旬に郵送してありますが、8月以前の加入者でまだ新しい保険証が届かないひと、厚生部国民健康保険課資格係（電話内線265）へご連絡ください。

### 特別給付金の請求 範囲がひろがりました

昭和12年7月7日（支那事変）以後に、お子さんか、お孫さんのすべてが、戦死または戦病死されたひとに、特別給付金十万円（五年償還記名国債）が支給されることになりました。

また、戦傷病者の妻に対して、昨年からの特別給付金が支給されていますが、このたび、夫の恩給証書の傷病認定が、第六項症と第一款症のひとにも支給されることになりました。

これらにあてはまるひとは、厚生部厚生課厚生係（内線293）にお問い合わせのうえ請求の手続きをしてください。

### 特別弔慰金などの国債を担保 に貸し付けが受けられます

先に、戦没者の遺族、及び戦傷病者に対して特別弔慰金が、また戦傷病者の妻に対し、特別給付金がそれぞれ国債により支給されていますが、このたび、その国債を担保として、十万円を限度に貸し付けが受けられることになりました。

貸し付けを希望するひとは、ほんとうと国債を持って、厚生部厚生課厚生係へお出でください。

## 『第8回神田古本まつり』 青空掘出し市と古書展示会

### ◆青空掘出し市

とき 10月28日～11月4日午前10時から午後7時まで（雨の日は休み）

ところ 錦華公園（都電駿河台下車5分）

めずらしい本や、貴重な本など、約三十万点が展示即売されます。

なお、会場には、チャリティーコーナーが設けられ、そこでの売上金は、社会福祉資金として、区へ寄付されます。

### ◆古書展示会

とき 10月28日・29日

ところ 東京古書会館二階

神田小川町三の二十二

（小川町郵便局隣り、都電駿河台下車三分）

直射日光にさらすことの出来ない非常に古い本や、ふだん見られない数少ない貴重な本などが展示されます。

日本一の規模をほこる、古本まつりとあって毎年古本マニアが多ぜいおしよせます。

お早めにおでかけください。

共催 千代田区  
神田古書店連盟

### 10・11月の仙石荘申込状況 (10月18日現在)

月日	曜日	申込める人員	月日	曜日	申込める人員
10/25	水	休館	7	火	10
26	木	"	8	水	休館
27	金	55	9	木	49
28	土	0	10	金	49
29	日	0	11	土	0
30	月	0	12	日	49
31	火	10	13	月	55
11/1	水	6	14	火	55
2	木	0	15	水	49
3	金	0	16	木	55
4	土	0	17	金	61
5	日	0	18	土	0
6	月	18	19	日	0

土曜日は、毎月1日に翌月の抽せんを行ないます。

#### ■ 第一回商業実態基本調査

区では、つぎのとおり統計調査を行ないますので、よろしくご協力ください。

#### ■ 第一回全国物価統計調査

同じ商品でも、全国的にどのような価格の違いがあるかを調査するもので、10月31日から、調査員が、小売商店におうかがいします。

### 統計調査にご協力ください



ご不審な点や苦情は商工課商工係へ(内線251)ご連絡ください。

- 内地区米 1kgにつき 一四一円
  - 徳用上米 " " 一一八円
  - 徳用米 " " 九七円
  - 〇もち米水稲 "一七〇円五〇銭
  - 〇 " (陸稲) " " 一六三元
- 〇印は希望の数量が買えます。お米を買ったときには必ず販売整理票(領収書)を受け取ってください。

10月1日からお米の値段がつきのとおり変わりました。

### 10月1日から、お米の値段が変わりました

商業経営の実態を明らかにするため、10月1日現在で、卸、小売六十九業種の商店を調査しています。すでにあなたのお店に調査票をお届けしてありますので、お手数でもご提出くださるようお願いいたします。

### 11月の老人のつどい

- 12日 富士見、こいの家(富士見出張所管内のおとしよりを対象として)
- 13日 番町区民館
- 14日 神保町区民会館内老人娯楽室(神保町出張所管内のおとしよりを対象として)
- 18日 神田小学校(神田公園出張所管内のおとしよりを対象として)
- 21日 万世橋区民館
- 27日 神田清掃事務所会議室(和泉橋出張所管内のおとしよりを対象として)

### 11月の野外こども会

- 1日 築土神社
  - 6日 柳森神社児童遊園
  - 8日 竹平町ア・パート庭
  - 10日 童閑児童遊園
  - 14日 佐久間公園
  - 15日 三崎町児童遊園
- 時間は、いずれも午後2時から
- 交通安全こども会
- 2日 堀留北児童遊園
  - 7日 心法寺児童遊園
  - 9日 神田公園

### 特別区民税・都民税

第3期分は

— 10月31日までに —

納める場所

区役所、区役所出張所、郵便局、銀行、信用金庫など

います。

- 1、区内に一年以上住んでいて、生活に困っているひと。
  - 2、主にこの貸付金による職業で生業をたてることができるひと
  - 3、事業計画が具体的で、すぐに事業が開始できるひと。
  - 4、前年度までの特別区民税・都民税を完納しているひと。
  - 5、確実な保証人が一名必要です
- 貸付限度額 一世帯十五万円まで  
貸付期間 五か年以内(六か月据置)

利率 日歩一銭

申込み 10月23日から11月7日まで、厚生部厚生課厚生係へ申し込んでください。

くわしいことは、厚生部厚生課厚生係(内線23)へお問い合わせください。

### 「こいの講習会」日程が一部変わります

富士見こいの家で行なわれている「こいの講習会」日程が一部つぎのとおり変わります。

- 〇11月3日(金)の「民謡」が11月10日(金)に
- 〇11月23日(木)の「民謡」が11月14日(火)に

### 生業資金をお貸しします

区では、今年度第二回目の生業資金貸し付けをつぎのとおり行な